

## 6ヶ月内に登記をしなければならない会社

### 各位様

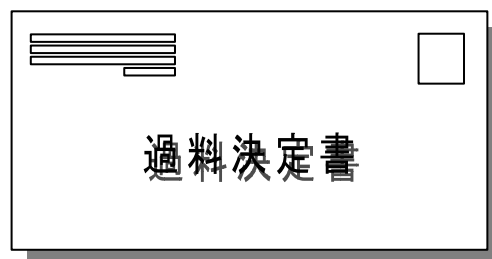
新会社法が平成18年5月1日に施行されて早6ヶ月が過ぎました。

皆さんはこのタイトルにもあるように6ヶ月以内に登記をしなければならない会社があるということをご存知ですか？

ここに来て、法務省のホームページのトップページにも同じタイトルで注意を促しています。でも残念ながらそれを読んでわかる一般の人はほとんどいないでしょう。

そこで中小企業に限って、多いであろう二つの会社を説明します。

まず一つ目は、昭和41年以前に設立した株式会社です。昭和42年から初めて株式の譲渡制限ができるようになったためそれ以前の会社では譲渡制限がついていないままの会社が結構多いのです。この譲渡制限がなく資本金が1億以下の会社の監査役は実は本年5月1日に任期が満了しているのでその監査役の変更登記が必要なのです。



二つ目の会社は、新株予約権を発行している会社です。

社員たる地位等をなくすと消却する旨の条項がある予約権は消却ではなく取得と変更する必要があるのです。

要は自分の会社が昭和41年以前の株式会社か、新株予約権を発行している会社かに当たる場合はぜひ知り合いの司法書士または最寄の登記所に相談したほうがよいということなのです。

でないと結局は代表者個人の負担となる過料金を課される恐れが出てくることとなります。

〒105-0004  
東京都港区新橋五丁目7番12号  
ひのき屋ビル4階  
司法書士法人 芝トラスト  
代表社員 宮本敏行  
03-3433-3780 fax03-3433-2691